

「福山市あんしん子育て応援ガイド」の発行に係る

協働発行事業者募集要綱

1 趣旨

福山市（以下「市」という。）は、こどもがいる方やこれから子育てをされる方を主な対象として、出産や子育てに関する支援事業、相談窓口、教育・保育施設等の行政情報を掲載した冊子「福山市あんしん子育て応援ガイド」（以下「ガイド」という。）を発行するにあたり、子育て家庭が活用しやすい内容や企画・デザインにするため、民間事業者のノウハウを活用するとともに、民間事業者自らが募集する広告収入により、ガイドの企画、編集、印刷製本、納品をする事業（以下、「協働発行事業」という。）を行うことができる民間事業者を募集するもの。

2 協働発行事業の概要

(1) 名称

「福山市あんしん子育て応援ガイド」協働発行事業

(2) 事業の実施期間

協定締結日から2028年（令和10年）4月30日まで

(3) 業務内容

ア ガイドの作成に関する企画、編集、印刷製本に関する業務

イ 広告の募集及び掲載

ウ 本市の提供する行政情報の掲載

エ 本市の指定する場所への納品

(4) ガイドの仕様

ア 規格等 A5判 フルカラー（表紙・本文・広告）

イ ページ数 本文65ページ程度（推定文字数40,000文字）、広告15～20ページ程度（全体の約24%以下）詳細は業者決定後、契約締結までに別途協議とする。

ウ 発行部数 各年度25,000部（予定）

エ 紙質・綴じ方 マットコート紙・無線綴（横書き、左開き）詳細は業者決定後、契約締結までに別途協議とする。

(5) ガイドの掲載内容

ア 出産や子育てに関する支援情報、行政情報

イ 地域情報（教育・保育施設・子育て関連施設等）

ウ 緊急時の連絡先・相談先、病気等の対応マニュアル等

(6) 校正 3回以上

- (7) 納品物 ガイド冊子及び電子データ
- (8) 納入場所 市が指定する場所
- (9) 納入期限 2026年度版・2027年度版とも各年度の4月30日まで

3 業務分担等

- (1) ガイドの編集、印刷製本、納品等にかかる費用は、協働発行业務を市と協働して行う者（以下「協働発行业務者」という。）が募集する広告収入で賄うこととする。
- (2) 市は、ガイドの作成に必要な行政情報やデータ等を協働発行业務者に提供するものとする。また、掲載面やレイアウトについては、市と協議のうえ決定することとする。
- (3) 協働発行业務者は、市から提供された行政情報やデータをもとにガイドの企画、編集、印刷製本及び納入場所への配送を行うものとする。
- (4) 納入場所に納品された後のガイドは、市の責任において配布する。

【配布予定者及び配布方法】

配布予定者	配布方法	配布予定部数
保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している家庭	利用している施設を通じて配布	約 16,000 部
親子健康手帳（母子健康手帳）交付者、こんにちは赤ちゃん事業対象者	親子健康手帳（母子健康手帳）交付時、こんにちは赤ちゃん訪問時に配布	約 3,100 部
出生届提出者	手続時に配布	約 2,900 部
市役所、各支所、ネウボラセンター等施設利用者	各施設の窓口に掲出して配布	約 3,000 部

(5) 発行に関する責任

ア 市と協働発行业務者は、ガイドの発行に関して第三者から苦情等が生じた場合は、直ちに問題解決のために協働して対応するものとする。

イ 市は、協働発行业務者に提供した情報やデータ等に関わる苦情等に関して責任を負うものとする。

ウ 広告の募集、審査、選定及び掲載並びに掲載した広告の内容に関する責任は、協働発行业務者が負うものとし、市は一切責任を負わないものとする。

エ 納品された後のガイドに、落丁や乱丁が見つかった場合、協働発行业務者は、無償で差替えに対応するものとする。

オ 市は、協働発行业務者の責めに帰すべき事由により、ガイドの発行に支障が

生じた場合は、発行を中止することができる。その場合、協働発行事業者は市に対し、67万円を上限として、当該協働発行事業の不履行に係る損害賠償費用を負担するものとする。

カ 広告部分を除いた本文中の行政情報等に関する著作権は、市に帰属する。

キ 協働発行事業者は、当該事業において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本事業の終了後も同様とする。

ク 協定締結後に、本事業の運用に疑義が生じた場合は、市と協働発行事業者双方で協議を行うものとする。

(6) 広告の掲載要件

ア 協働発行事業者がガイドに掲載できる広告の仕様及び内容は、福山市広告事業実施要綱第4条、福山市広告掲載基準及び広告業種に関する関係法令・ガイドラインに適合するものでなければならない。また、協働発行事業者が有するこれらと同等以上の基準及びその基準に適合することを審査するための審査体制において、適合が認められたものでなければならない。

イ ガイドの目次等に、市が行政情報等を提供し、協働発行事業者が広告を募集、審査、選定の上掲載していることが分かるよう表記すること。また、ガイドが広告収入により作成されていることが分かるよう表記すること。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「申込事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格の制限を受ける者に該当しない者であること。
- (3) 参加申込時点において、市の指名除外措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 納期が到来している市税等を完納していること。
- (5) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除

- く。)ではないこと。
- (7) 過去5年以内に地方公共団体と協働発行业と同種の事業を受託し、履行した実績が3件以上あること。
- (8) ガイドに掲載する広告の内容を審査するために必要な基準及び審査体制を有していること。

5 参加申込（提出書類及び提出方法）

(1) 提出書類について

- ア 企画提案参加申込書（別記様式第1号）
- イ 申込事業者概要書（別記様式第2号。法人登記簿謄本及び印鑑証明書を添付すること。）
- ウ 担当者名簿（別記様式第3号）
- エ 委任状（別記様式第4号。ただし、必要な場合に限る。）
- オ 類似業務取扱実績書（別記様式第5号。協働発行业と同種の事業を実施した際に発生した課題を適切に処理した実績も併せて記載すること。）
- カ 企画提案書（任意様式。別紙「審査表」の項目に沿って企画内容を記載すること。）
- キ 作業工程表（別記様式第6号）
- ク 広告の内容を審査する基準（任意様式）
- ケ ガイドの構成案（台割案）及び過去における類似の発行物
- (ア) 福山市ホームページ内の「福山市あんしん子育て応援ガイド2025」の掲載内容を基に、ガイドの構成案（台割案）（様式自由）を作成すること。
- 「福山市あんしん子育て応援ガイド2025」ダウンロードページ
(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/7682.html>)
- (イ) ガイドの概要は、上記2 (3)(4)を参照の上、ページ番号が分かるようにすること。
- コ 福山市税の完納証明書（本市に納税義務のある場合に限る。）
- サ 納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証するもの。）

(2) 提出期限及び提出方法について

- ア 提出期限 2025年（令和7年）8月29日（金）17時まで
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ※持参以外の場合は、書類が届いていることを確認するため電話連絡してください。
- ウ 提出部数 正本1部及び副本7部

(3) 質疑事項について

質疑がある場合は、質疑書（別記様式第7号）を提出してください。

ア 提出期限 2025年（令和7年）8月22日（金）まで

イ 提出方法 郵送又は電子メール

ウ 回答方法 2025年（令和7年）8月26日（火）までに福山市ホームページを通して回答するものとする。

6 事業者の決定

(1) 「福山市あんしん子育て応援ガイド」協働発行事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、上記5（1）に規定する企画提案書のうち、オからケまでについて、書面審査を実施し、別表の審査項目ごとに評点付けし、最高得点者を選出する。なお、申込事業者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行い、最低基準を満たす提案にない場合は、再度募集を行うものとする。

(2) 選考基準は別紙1「審査表」のとおり

(3) 申込事業者には書面により、結果を通知する。

7 その他

(1) 提出書類の作成、提出など、プロポーザルへの参加に関する一切の費用は、申込者の負担とします。

(2) 提出された書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(3) 提出期限後における提出書類の差替え及び再提出はできません。

(4) 協働発行事業は、「福山市あんしん子育て応援ガイド」の協働発行事業に関する実施要綱」の規定に従って実施してください。

(5) 市長は、協働発行事業者選定後、当該選定事業者と速やかに企画内容や仕様等必要事項について協議を行い、協働発行事業協定を締結するものとします。

8 担当課

福山市保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課（子育て支援担当）

郵便番号 720-8501

住所 広島県福山市東桜町3番5号

電話番号 084-928-1053（直通）

電子メール neuvola-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

別記様式第 1 号

企 画 提 案 参 加 申 込 書

年 月 日

福 山 市 長 様

(申込者)

郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者名前

印

「福山市あんしん子育て応援ガイド」協働発行事業に、次の図書を添えて、申し込みます。

なお、公告に定める参加資格を満たしており、提出書類に記載した全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 申込事業者概要書（別記様式第 2 号。法人登記簿謄本及び印鑑証明書を添付）
- 2 担当者名簿（別記様式第 3 号）
- 3 委任状（別記様式第 4 号。ただし、必要な場合に限る。）
- 4 類似業務取扱実績書（別記様式第 5 号）
- 5 作業工程表（別記様式第 6 号）
- 6 広告の内容を審査する基準（任意様式）
- 7 ガイド（案）のサンプル
- 8 福山市税の完納証明書（本市に納税義務のある場合に限る。）
- 9 納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証するもの。）

年 月 日

申 込 事 業 者 概 要 書

フリガナ			
商号又は名称			
フリガナ			
代表者名前			
住 所			
電 話 番 号		ファックス番号	
電子メールアドレス		U R L	
事 業 内 容			
設 立 年 月 日		資本金（円）	
従 業 員 数		上 場	
備 考			

※ 法人登記簿謄本を添付してください。

※ 印鑑証明書を添付してください。

年 月 日

担 当 者 名 簿

1 担当者（主務）

所 属 部 署			
住 所			
役 職			
フリガナ			
名 前			
電 話 番 号		ファックス番号	
携帯電話番号		電子メールアドレス	
備 考			

2 担当者（副務 1）

所 属 部 署			
住 所			
役 職			
フリガナ			
名 前			
電 話 番 号		ファックス番号	
携帯電話番号		電子メールアドレス	
備 考			

3 担当者（副務 2）

所 属 部 署			
住 所			
役 職			
フリガナ			
名 前			
電 話 番 号		ファックス番号	
携帯電話番号		電子メールアドレス	
備 考			

年 月 日

委 任 状

福 山 市 長 様

郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者名前

印

「福山市あんしん子育て応援ガイド」協働発行事業に関する権限のうち、次に掲げる権限について、次の者に委任します。

(委任する権限)

企画提案参加申込書の提出に関すること。

協定書締結に関すること。

その他協定履行に関する一切のこと。

郵便番号

住 所

名 前

電話番号

印

類似業務取扱実績書

(/)

番号	1 国又は地方公共団体名	2 担当部署名	3 事業名称
	4 実施期間（協定期間）		5 事業概要
	6 発生した課題		7 対応状況
1			
2			
3			
4			
5			

別記様式第 6 号

作業工程表（参考様式）

年	2 0 2 6 年（令和 8 年）				
月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
作業工程					
市との協議調整の期間					

【注意事項】

- 1 作業工程については、協定締結の日から、ガイドの納入が完了するまでのスケジュールを記入すること。
- 2 企画、編集、校正、印刷、納入完了までに必要となる作業内容を記入すること。
- 3 作業工程のなかで必要となる市との協議調整内容及びその期間を記入すること。
- 4 市との協議調整に係る期間は、十分確保すること。
- 5 本様式以外に任意の様式での提出も可とする。

年 月 日

福 山 市 長 様

住 所
商号又は名称
代表者名前

質 疑 書

「福山市あんしん子育て応援ガイド」協働発行事業に関して、次の事項について質疑
します。

【質疑事項】

--

(担当)

担当者名前	
所属部署名	
電話番号	
電子メールアドレス	